

四万十市立市民病院給食業務委託プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

四万十市立市民病院給食業務

(2) 業務の目的

入院患者等に対する給食業務は治療行為の一環であることを認識し、その疾病治療あるいは療養上の効果を高めるため必要な栄養源の補給を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別添「四万十市立市民病院給食業務委託に関する仕様書」に定めるところによる。

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(ただし、令和8年度以降予算措置がなされ、かつ双方が合意した場合においては、契約を令和10年3月31日まで更新できるものとする。)

2 見積限度額 (消費税額及び地方消費税額を含まない。)

月間3,040千円(給食材料費を除く全ての費用(人件費、管理費、経費等))

3 実施形式

公募型プロポーザル方式による。

4 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「給食業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定する。

※委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と四万十市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。30日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて四万十市と交渉を行うこととなります。

6 資格要件

参加者の資格要件は次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル手続きの開始の公告がなされた日から、契約候補者を特定するまでの間において、国、県、四万十市から競争入札参加資格等の指名停止を受けていない者であること。
- (3) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (4) 稼働病床55床以上の病院（全国）での患者給食業務の受託実績を現に有する者であること。
- (5) 一般財団法人医療関連サービス振興会による「患者等給食」に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者、又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10に定める基準に適合することを証明できる者であること。
- (6) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員である者又は受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (8) 国税、都道府県税、市区町村税を滞納している者でないこと。

7 質疑受付及び回答

質疑がある場合は、令和6年10月25日（金）午後5時までに様式第4号により持参又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで提出すること。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。なお、電子メールの場合の件名は「四万十市立市民病院給食業務委託プロポーザルに関する質疑」とすること。

回答は、質疑で出された質疑事項をすべてとりまとめ、質疑者及び参加申込者全員に「質疑回答書」を電子メールに添付して、令和6年11月1日（金）を目途に送信する。

また、当院ホームページ又は四万十市ホームページにて公表する。なお、類似の質問についてはまとめて回答するほか、候補者選定に公平を保てない質問等については回答しないことがある。

8 参加申込及び資格要件の確認

本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加申込書に資格要件の確認書類を添えて提出すること。

[提出書類]

No.	提出書類の名称	提出部数
1	参加申込書（様式第1号）	1部
2	会社概要書（様式第2号）	8部
3	病院給食業務の受託実績書（様式第3号）	1部

	※委託契約書（写）添付のこと	
4	医療関連サービスマーク認定証書の写し、又は医療法施行規則第9条の10の基準に適合することを証する書類	1部
5	公益社団法人日本メディカル給食協会会員証の写し、又は代行保証を行う者との業務代行契約書等の写し	1部
6	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（別紙1）	1部
7	納税証明書（国税、都道府県税、市区町村税。令和6年4月1日以降の証明日付のもの。写し可。）	1部
8	商業登記簿謄本（参加申込書の提出日から3か月以内に発行されたもの。写し可。）	1部
9	決算報告書（直近のもの。写し可。）	1部

※No. 6～9について、四万十市の令和6・7年度の競争入札参加資格者名簿に登録されている者は提出不要。

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和6年11月8日（金）午後5時（必着）

ウ 提出先

〒787-0023 高知県四万十市中村東町1丁目1番27号
 四万十市立市民病院 事務局
 TEL 0880-34-2126（代表）

(2) 資格要件の確認

提出された参加申込書と関係書類により、申込者の資格要件の確認が完了したら、その結果を令和6年11月15日（金）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土日祝日を除く。）以内に、書面により市長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成すること。

10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施する。

11 審査結果

審査結果は、令和6年12月13日（金）（予定）に、全ての参加者に文書で通知する。

候補者の名称及び点数、次点者の点数については当院ホームページ及び四万十市ホームページ上に公表する。なお、審査経過や結果へのいかなる問合せにも応じない。

12 日程

令和6年11月8日（金）参加申込及び資格確認書類提出締切

令和6年11月22日（金）企画提案書の提出締切

令和6年12月6日（金）（予定） 審査委員会（プレゼンテーション）

令和6年12月13日（金）（予定）審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、提出した者の承諾なしに本プロポーザル審査以外には使用しない。
- (3) 四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号）に基づく公開請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（本市作成文書及び提案者提出文書）は原則として公開の対象となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第9条第1項第2号の規定により非公開となる場合があるので、提出書類にこの情報に該当すると考える部分がある場合は、情報公開を希望しない届出書（様式第8号）により事前に提出しておくこと。
- (4) 提出された企画提案書の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、四万十市が受注者から了承を得て、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

14 留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (2) 参加申込及び企画提案に要する経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類受領後の提出書類の差替及び再提出は原則認めない。
- (4) 提出書類の提出後、市民病院の判断により補足資料の提出や内容の確認を求めることがある。
- (5) 委託業務の処理に伴い生じた著作権その他権利は四万十市に帰属するものとする。
- (6) プロポーザル参加申込書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出するものとする。
- (7) 本プロポーザルは、参加者が1者以上あれば実施する。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響により、プロポーザル期間中に内容を見直す場合がある。

15 準備期間について

受託者として決定した日から令和7年3月31日までの期間は、本業務の履行にかかる準備期間とする。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものすることを了承のうえ、プロポーザルに参加すること。

16 問い合わせ先

四万十市立市民病院 事務局

T E L : 0880-34-2126 (代表)

F A X : 0880-34-1861

E-mail : byouin@city.shimanto.lg.jp